定　　款

公益社団法人　俳人協会

公益社団法人俳人協会定款

平成24年１月４日　発　　効
平成24年３月６日　一部改訂
平成28年３月１日　一部改訂
平成29年３月７日　一部改訂

第１章　総　　則

（名称）
第１条　この法人は、公益社団法人俳人協会という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（支部）
第３条　この法人は、理事会の議決を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）
第４条　この法人は、俳句文芸の創造的発展とその普及を図り、もってわが国文化の向上に寄与することを目的とする。

（事業）
第５条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 主に明治期以降の図書等を収集、整理し、広く一般の閲覧に供する事業としての俳句文学館の運営・管理事業
(2) 俳句会、講演会、研修会等の開催
(3) 俳句文芸に関する調査研究及び海外との交流並びに関係文化団体との連絡調整
(4) 俳句文芸家の顕彰及び俳句文芸に関する優良図書の推薦
(5) 句会場の貸与、その他俳句文芸を広く一般に普及させるための印刷物の刊行等
(6) この他前条の目的を達成するために必要な事業
２　前項第１号の事業は東京都において行い、その他の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第３章　会　　員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次のとおりとする。
(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 名誉会員　俳句文芸の振興に格別の功績があった正会員又は団体であって、総会の議決をもって選任された者
(3) 賛助会員　この法人の事業を援助する個人又は団体
２　この法人は前項の会員のうち「正会員」をもって一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律上の社員とする。

(入会)
第７条　正会員になろうとするものは、結社の主宰あるいは俳句文芸に於ける有識者の推薦を受けた上で入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。賛助会員になろうとするものは入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。名誉会員に選任された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)
第８条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。
２　名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
３　賛助会員は、理事会の定める賛助会費を支払う。
４　既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)
第９条　会員は次の事由によってその資格を喪失する。
(1) 退会したとき
(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき
(3) 除名されたとき

(退会)
第10条　会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)
第11条　会員が次の一に該当するときは、総会の決議を経て、会長が除名することができる。
(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
(2) この法人の定款その他の規則に違反するなど会員としての義務に反したとき
(3) 会費を３年以上滞納したとき
(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

第４章　社員総会

(総会の構成)
第12条　総会は第６条第１項(1)号の正会員をもって組織する。
２　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。
３　第１項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の開催)
第13条　総会は定時総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要

がある場合に開催する。

(総会の招集)
第14条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2　前項のほか、議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から６週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)
第15条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の決議事項)
第16条　総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の決議)
第17条　総会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したもの及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
2　総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の議決権の過半数をもって行う。

(会員への通知)
第18条　総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員に通知する。

(議事録)
第19条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員及び職員

(役員)
第20条　この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事　17名以上20名以内
(2) 監事　２名又は３名
2　理事のうち会長を１名、副会長を２名以上４名以内、理事長を１名、常務理事を１名

以上３名以内置くことができる。
3　前項のうち会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第21条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
3　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）
第22条　理事は、理事会を組織して、法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
3　副会長は、理事会の定めるところにより、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
4　理事長は、理事会の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して、この法人の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
5　常務理事は、会長、副会長、及び理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

（監事の職務及び権限）
第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第24条　この法人の役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
3　役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、その任期満了又は辞任により退任した後でも後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第25条　役員は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬）

第26条　常勤の役員及び代表理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
非常勤の役員に対しては、総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

（事務局及び職員）
第27条　この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
2　職員は、会長が任免する。但し、事務局長及び重要な職員の任免は理事会の承認を得て会長が任免する。
3　職員は、有給とする。

第６章　名誉会長、顧問、名誉会員

（名誉会長、顧問、名誉会員）
第28条　この法人に、名誉会長並びに顧問30名以内及び名誉会員50名以内を置くことができる。
2　名誉会長及び名誉会員は、総会の決議を経て選任する。
3　顧問は、名誉会員の中から、総会の決議を経て会長が委嘱する。
4　名誉会長は、会長の諮問があるときに意見を述べることができ、顧問並びに名誉会員は、この法人の業務について意見を述べ、また、会長の諮問に応じる。
5　名誉会長、顧問及び名誉会員の報酬は、無償とする。

第７章　理事会

（構成）
第29条　この法人に理事会を置く。
2　理事会は全ての理事をもって構成する。

（権限）
第30条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（理事会の招集等）
第31条　理事会は、会長が招集する。
2　理事会の議長は、会長とする。

（理事会の決議）
第32条　理事会の決議は、理事現在数（但し決議につき特別の利害関係を有する理事を除く）の過半数の者が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項につき決議に加わることができる

ものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第33条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　その他の機関

（俳句文学館）
第34条　この法人はこの定款第5条第1項第1号の事業を行うため、運営委員10名以上15名以内を置く。
2　俳句文学館運営委員は理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。俳句文学館の運営管理については、理事会において別に定める。

（評議員）
第35条　この法人に、理事会の諮問に応じ参考意見を述べるために、理事会の決議により正会員の中から評議員200名以内を置くことができる。
2　評議員の任命・職務に関する事項については理事会で別に定めるところによる。

（幹事）
第36条　この法人に、理事を補佐し、その業務の執行に協力するために、理事会の決議により正会員の中から幹事300名以内を置くことができる。
2　幹事の任命・職務に関する事項については理事会で別に定めるところによる。

第９章　資産及び会計

（事業計画及び収支予算）
第37条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。
2　前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び収支決算）
第38条　この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)
第39条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の議決権行使)
第40条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

(事業年度)
第41条　この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第10章　定款の変更及び解散

(定款の変更)
第42条　この定款は、総会における決議によって変更することができる。

(解散)
第43条　この法人は、総会における決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)
第44条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)
第45条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会における決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第

5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章　公告の方法

（公告の方法）
第46条　この法人の公告は官報に掲載する方法により行う。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の代表理事は（会長）髙橋行雄及び（理事長）棚山春雄とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4　第7条及び第8条の規定にかかわらず、これまでの社団法人俳人協会の正会員は、この法人の正会員となったものとみなし、賛助会員はこの法人の賛助会員となったものとみなす。

5　第28条の規定にかかわらず、これまでの社団法人俳人協会の名誉会員及び顧問は、それぞれこの法人の名誉会員及び顧問となったものとみなす。

令和５年３月

公益
社団法人 俳人協会

〒169-8521
東京都新宿区百人町3－28－10
電　話　03（3367）6621
ＦＡＸ　03（3367）6656

(23.03 鋭1,000)